破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９号
新潟県佐渡市真野新町487番地３
破産者　後藤　利雄
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３４０号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1261番地17
破産者　夏目　孝司
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３６号
兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１　国安団地９棟306号
破産者　澁谷　勝也
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５５８号
札幌市白石区栄通６丁目４番17号
破産者　津田　忠良
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５９号
埼玉県川越市大字今福1072番地５
破産者　坂口　信雄
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４５号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢325番地１　エルフィーノみずほ台1202号
破産者　神代　節子
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３７号
東京都品川区東品川４丁目12番11―2408号
破産者　木村　基茂
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８６９号
名古屋市緑区六田１丁目65番地　エアーシャトー六田403号
破産者　多田　弘子
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９３号
京都市右京区梅津寿原町９番地の１　嵐山リバーサイドハイツ上坂方208号
破産者　本城　康門
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
京都府亀岡市篠町浄法寺土取９番地１
破産者　大石　和久
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１０１５号
神戸市東灘区渦森台２丁目４番405号
破産者　水坂　　迅（旧姓永田）
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６７号
神戸市東灘区深江本町１丁目12番20号　ＡＳＨＩＹＡ1555―202号
破産者　清水賢一郎
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９５号
神戸市須磨区西落合４丁目１番226―104号
破産者　田坂　壽彦
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
北海道旭川市豊岡10条８丁目８番５号、住民票上の住所北海道旭川市錦町14丁目2904番地の35
破産者　佐藤　康夫
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
北海道帯広市西19条南38丁目４番４号
破産者　八尾　浩継
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
金沢市窪５丁目577番地２
破産者　寺尾　正則
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８４０号
京都市左京区修学院水川原町34番地
破産者　稲田　信良
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５２号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町７番地
破産者　岩佐左官こと　岩佐　宣昭
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係